

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	五九	○障害者就業・生活支援センターを指定した件	六〇
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五九	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	六〇
○土地改良事業計画を変更することに同意した件	五九	○一般競争入札を行う件二件	六一
○保安林の指定をする予定である件	五九	福島県収用委員会	
○保安林の指定施行要件を変更する予定である件	五九	○土地収用法により土地の収用等に裁決手続の開始を決定した件	六一
○道路の区域を変更する件	五九	福島海区漁業調整委員会	
公 告		○小型定置漁業の保護区域について指示する件	六三
○福島県土地利用基本計画を変更した件	五九	正 誤	
○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件	五九	○平成十九年五月二十五日付け定例第千八百七十八号中	六四
		○平成十九年八月十日付け定例第千九百号中	六四

告 示

福島県告示第五百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十七日から同年九月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ信陵店 福島市笹谷字出水頭一番地の七ほか
 - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 ごみの分別収集・リサイクル計画について、分別ごみのリサイクル業者への搬出等を通じてリサイクルを推進すると記述があるが、具体的処理についての記述がない。特に、紙製廃棄物(ダンボール等)については、古紙回収業者等へ排出し、リサイクルを推進するよう努めること。
 - 2 各種廃棄物関係法令を遵守し、廃棄物の発生抑制、再利用、適正な処理に努めるとともに、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再利用を行うこと。
 - 3 廃棄物の保管及び運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十七日から同年九月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー いわき市平字三倉六十八番一ほか
 - 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
- (商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、南相馬市が深野地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成十九年七月二十五日同意した。

平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

郡山市中田町中津川字野橋七三九の五、七三九の七、字津熊六四五の一から六四の五の三まで

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市御山字信夫山四の一、五の六、六の一、六の二（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）、一〇の一、一〇の三、一〇の四、字羽山三の二、三の四、三の五

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

一 主伐は、択伐による。

二 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第五百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所平成十九年八月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 高田線	河沼郡会津坂下町字古市乙一三七番地先から同 郡同 町大字羽林字西碓一五一番一 地先まで	変更前 変更後	七・七 一・一・六	六五四・七 六五四・七

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第四百七十号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、福島県土地利用基本計画を平成十九年八月六日次のとおり変更した。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤雄平

次の町村の区域における自然公園地域を拡大したこと。

南会津郡南会津町及び同郡檜枝岐村

（この福島県土地利用基本計画の変更に係る図書は、福島県企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ及び福島県地方振興局に備え置いて縦覧に供する。）

（企画調整総務領域土地調整グループ）

公告第四百七十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社高商 代表取締役 高久 ノリ子
東京都中央区京橋一丁目一四番九号
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県西白河郡矢吹町上敷面地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
廃プラスチック類の破碎施設 三基
- 四 産業廃棄物指定処理施設（金属くずの圧縮施設） 一基
産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の切断施設） 二基
産業廃棄物処理施設等の処理能力
廃プラスチック類の破碎施設 二五・一八トン毎日（八時間） 一基
廃プラスチック類の破碎施設 一二・四八トン毎日（八時間） 二基
金属くずの圧縮施設 三・〇四トン毎日（八時間） 一基
産業廃棄物の切断施設 八・〇トン毎日（八時間） 一基
産業廃棄物の切断施設 五・〇トン毎日（八時間） 一基
（環境保全領域産業廃棄物対策グループ）

公告第四百七十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として平成十九年四月一日次のとおり指定した。
平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定を受けた者の名称及び住所
社会福祉法人若樹会
会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂八十六番地一
- 二 事務所の所在地
会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂八十六番地一
（労働領域雇用対策グループ）

公告第四百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成十九年八月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
原町市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	渡邊 一成	南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地
同	山田 一馬	市原町区上北高平字西高松一七五番地
同	鶴蒔 清一	市原町区大甕字鶴蒔二六二番地
同	境 勝明	市原町区上太田字中島六二番地
同	池田 吉男	市原町区菅浜字原畑一二二番地
同	門馬 忠一	市原町区深野字幸根房内一五四番地
同	横山 元榮	市原町区泉字町下一五番地
同	牛渡 隆夫	市原町区石神字北明内三番地
同	佐藤 重久	市原町区上洪佐字北谷地一五番地
同	鈴木 勝重	市原町区下高平字川原二三三番地
同	武山 正孝	市原町区牛来字大塚一〇五番地
同	古川 信	相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地
同	坂本 恒雄	南相馬市原町区馬場字垣ノ内一三番地
同	青田 正敏	市原町区下高平字如来堂一〇三番地
同	寶玉 義則	市原町区江井字堀内前二七番地
同	平田 武	市原町区北長野字山居前一一二番地
同	江上 博次	市原町区零字上江二二四番地
同	小林 久夫	市原町区益田字寺之前一二番地
同	小澤 信一	市原町区小沢字小沢一六六番地
同	林 二三男	市原町区大原字清水八六番地
同	宮澤 泰男	市原町区泉字広畑六八〇番地の二
同	木幡 俊信	市原町区鶴谷字坂下三四四番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事	渡邊 一成	南相馬市原町区北長野字北原田二三四番地
同	古川 信	相馬郡飯館村飯樋字町一七〇番地
同	佐藤 重久	南相馬市原町区上洪佐字北谷地一五番地
同	大甕 逸朗	市原町区深野字原田一番地
同	平田 武	市原町区北長野字山居前一一二番地
同	牛渡 隆夫	市原町区石神字北明内三番地
同	坂本 恒雄	市原町区馬場字垣ノ内一三番地
同	山田 一馬	市原町区上北高平字西高松一七五番地

同	脇本 敏明	同	市原町区下北高平字杉内一三二番地
同	横山 元榮	同	市原町区泉字町一五番地
同	鶴崎 清一	同	市原町区大磯字鶴崎二六二番地
同	寶玉 義則	同	市原町区江井字堀内前二七番地
同	池田 吉男	同	市原町区菅浜字原畑一三三番地
同	平 信照	同	市原町区北原字境堀二一九番地
同	武山 正孝	同	市原町区牛来字大塚一〇五番地
同	境 勝明	同	市原町区上太田字中島六一三番地
同	小林 久夫	同	市原町区菟田字寺之面一一三番地
同	石橋 寛	同	市原町区信田沢字戸内五〇番地
同	監事 小林 光吉	同	市原町区泉字広畑四六一番地
同	同 新川 政廣	同	市原町区菟田字赤沼四六番地
同	同 木幡 俊信	同	市原町区鶴谷字坂一三四四番地

(競争相選要綱を添付した面シート)

公告第474号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年 8 月17日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県河川流域総合情報システム機器 一式（据付け、調整、機器保守等一式）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成20年3月1日から平成25年2月28日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- (3) 当該物品に係る保守、修理及び部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の福島県河川流域総合情報システム機器賃貸借一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)及び(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年9月14日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられないので注意すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ

電話024-521-7456

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月26日午後1時30分 福島県土木部入札室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第1号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項第2号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature of contract :

Lease of computer servers and peripherals (including installation, adjustment & maintenance services) for River And Rain Integrated Information System For Flood Control In Fukushima

- (2) Deadlines for tenders :

• Hand - delivered tenders : 1 : 30 pm, 26 September 2007

• Postal tenders : 5 : 00 pm, 25 September 2007

- (3) Contact point :

General Affair & Budget Group, General administration, Public Works Department,

Fukushima Prefectural Government

2-16 Sugitsuma - cho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan

Tel 024-521-7456

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第四百七十五号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年八月十七日

福島県南会津建設事務所長 大内 文男

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式

- 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 六十日間

- 4 履行場所 南会津郡檜枝岐村大根卸地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

- 2 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。

ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。

ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

- 3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務

の実績が十件以上ある者であること。

- 4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成十九年八月十七日(金)から同月二十八日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

- 2 提出場所 郵便番号九六七一〇〇〇四

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番地の一

福島県南会津建設事務所総務部総務グループ

電話番号〇二四一―六二―五三〇八

電話番号〇二四一―六二―五三〇八

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成十九年八月二十八日(火)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県南会津建設事務所閲覧室(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番地の一)

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県南会津建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(南会津建設事務所総務部)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成十九年八月十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十九年八月十七日

福島県収用委員会

会長 渡邊 健 壽

一 起業者の名称
福島県

二 事業の種類

県道矢吹小野線改築工事(地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」・福島県石川郡玉川村大字吉字五駄刈地内から同郡平田村大字下蓬田字空釜地内まで)並びに県道、町道、村道、農用道路及び準用河川付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

所在地番	地目		地積(平方メートル)	実測	収用しようとする土地の面積(平方メートル)
	登記簿	現況			
福島県 七八番	原野	原野	六九	六九・九八	六九・九八
石川郡 玉川村 大字南 須釜字 石橋					

四 土地所有者の氏名、住所及び持分

氏名	住所	持分
矢内 善徳	(住所) 東京都練馬区関町南二丁目八番四五号 パールマンションオザキII一〇八号 (書類送達先) 福島県石川郡石川町字下泉一三〇番地	三五分の一
矢内 三郎	不明 ただし、住民票上の最終住所 静岡県伊東市竹の内一丁目三番六〇号 (昭和五十七年十一月五日職権消除)	三五分の一

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年八月十七日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 保護区域

小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業(さけ角網漁業を含む。)	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

三 指示の有効期間
 この指示の有効期間は、平成十九年九月一日から平成二十年八月三十一日までとする。
 一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十九年五月二十五日付け定例千八百七十八号中

三九三	上	六	8,082	16,192	8,214	16,060
一〇	一〇	一〇	9,986	16,907	10,118	16,775
一一〇			10,275	16,974	10,407	16,842

○平成十九年八月十日付け定例第九百号中

五九〇	下	後ろから一四	字山木屋山	山木屋山
-----	---	--------	-------	------